

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 G E C(以下「甲」という。)と労働者代表 金崎 広(以下「乙」という。)は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で次に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

- ① ソフトウェア開発技術者(プログラマー)
 - ② 通信ネットワーク技術者
 - ③ システム設計技術者(ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系))
 - ④ カスタマーエンジニア(その他の技術の職業)
 - ⑤ IT ヘルプデスク
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、技能手当、担当手当、通勤手当、時間外労働手当、深夜・休日労働手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する地域指數を乗じたものとする。

- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発職発0806第3号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)(局長通達別添2)」(厚生労働省(令和6年3月15日一部訂正公表)の職種別平均賃金の「ソフトウェア開発技術者・通信ネットワーク技術者・システム設計技術者・一般機械器具修理工・コンピュータ操作員」とする。
通勤手当については、基本給、技能手当及び担当手当とは分離し、第6条のとおりとする。
- (二) 地域調整については、就業地が九州内エリアに限られることから、通達に定める九州各县の「地域指數」のうち、最も高い「福岡県」を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給、技能手当、担当手当の合計額は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2及び別表3のとおりとする。

(1)別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2)別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

<プログラマー・通信ネットワーク技術者・カスタマーエンジニア(その他の技術の職業)>

A級:10年

B級:5年

C級:3年

D級:0年

<システム設計技術者(ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系)・ITヘルプデスク)>

A級:10年

B級:3年

C級:0年

2 甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、技能手当を1%~3%の範囲内で昇給させる。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第36条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額(上限月額3万円)を支給する。ただし、特別な事情があると会社が認めた場合は、月額3万円を超える額を支給する場合がある。

第7条 対象従業員に対して、別表1の一般基本給・賞与等の額の6%の額を前払い退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣社員就業規則第6章第35条の3から第35条の6に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣社員就業規則第34条、同第9章及び同第12章の規定による。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和 7年 3月 28日

株式会社 G E C 代表取締役

稻嶋 正典



株式会社 G E C 従業員代表

金崎 広

